

NPO 法人 ばくの会

障害福祉サービス事業契約書

居宅介護・重度訪問介護(移動介護含む)・同行援護・地域生活支援(移動支援)

様（以下、「利用者」という）と NPO 法人ばくの会(以下、「事業者」という)は、利用者に対して、事業者が行う指定障害福祉サービス事業について次のとおり契約します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、障害者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅等において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定障害福祉サービス事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の 30 日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合、かつ利用者の支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第 3 条(障害福祉サービス援助計画)

事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、解決すべき課題を把握し、『障害福祉サービス援助計画』を作成します。事業者はこの『障害福祉サービス援助計画』の内容を利用者およびその家族に説明します。

第 4 条(事業所の名称・内容)

- 1 事業所の名称は、「NPO 法人ばくの会」です。
所在地および概要は、【重要事項説明書】【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、第 3 条に定めた障害福祉サービス援助計画に沿って、サービスを提供します。
事業者は、サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。
その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が支給期間終了に伴う支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録に関して複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者はサービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額を請求書に明記して、翌月15日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は当月料金の合計額を翌月20日までに【契約書別紙】に定める方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅において居宅介護員がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第8条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日、午後5時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供の前日、午後5時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全額または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第 10 条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金(利用者負担の全額)の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14 日以内に支払われない場合
 - ②利用者またはその家族などが事業者や居宅介護員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 利用者の障害福祉サービスについての支給決定が取り消された場合、もしくは支給期間終了に伴い支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が施設に入所した場合
 - ②利用者が死亡した場合

第 11 条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 12 条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 13 条(緊急時の対応)

事業者は、現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医師、および家族に連絡をとる等必要な処置を講じます。

第 14 条(身分証携行義務)

居宅介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 15 条(連携)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、指定相談支援事業所および、保健医療サービスまたは他の障害福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに相談支援事業所に送付します。なお、第 10 条 2 項または 4 項に基づいて解約通知をする際は事前に相談支援事業所に連絡します。

第 16 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、指定障害福祉サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 17 条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 18 条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用時の利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

